

監査公表第16号（平成26年11月21日、県公報第3647号）

病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査結果

## 第1 監査の概要

### 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等5機関
- (2) 監査対象期間：平成25年度
- (3) 監査実施期間：平成26年5月14日～平成26年6月13日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
健康増進課（病院事業）	平成26年6月3日～平成26年6月5日
医療指導課（病院事業）	平成26年6月3日～平成26年6月5日
企業局（電気・工業用水道・工業用地造成事業）	平成26年6月10日～平成26年6月13日
矢部川発電事務所（電気事業）	平成26年5月14日～平成26年5月15日
荻田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	平成26年5月20日～平成26年5月22日

### 2 監査の主眼

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに意を用いて実施した。

特に、病院事業においては、流動資産、流動負債、企業債及び借入金、また、電気等3事業においては、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）に留意して実施した。

### 3 監査の範囲

- (1) 経営管理の状況  
経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算状況
- (2) 財務諸表の内容  
資産、負債及び資本の状況並びに損益の状況

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、公営企業に係る経営管理及び財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
該当なし

2 注意事項（是正又は改善を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	契 約	1	物品購入の請書において、暴力団排除強化にかかる契約内容となっていなかった。
企業局	契 約	1	契約において、暴力団排除強化にかかる契約内容となっていなかった。
計			2 件